

保護者の皆様

方谷學舎高等学校長

### インフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いの変更について

平素は、本校教育につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

岡山県の通知により、インフルエンザに係る治癒証明書の取り扱いについて、変更のご連絡をいたします。

現在、本校では、インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の感染症を除く。以下同じ）に罹患し、出席停止となった場合、再登校に当たっては、原則として医師が作成する治癒証明書を取得し、学校へ提出することとしています。

このたび、**『原則として、治癒証明書の学校への提出は不要とし、その代替として、保護者が作成する罹患報告書（別紙参照）を学校に提出すること』**となりました。ただし、インフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書の取り扱いについては、従前どおりとし、原則として、学校に提出するようにお願いいたします。

※インフルエンザ罹患報告書及びインフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書は、本校HPからダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、担任までご連絡ください